

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野市松岡1丁目35番5号
評価実施期間： 令和3年9月15日から令和3年11月19日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B16021、B18014、050482	

2 福祉サービス事業者情報（令和3年10月現在）

事業所名： 児童発達支援センター にじいろキッズらいふ	種別： 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援		
代表者氏名： 理事長 横地 克己 施設長等氏名： 所長 藤村 和広	定員（利用人数）： 児童発達支援 30名(54名) 児童発達支援(重心) 5名(4名) 放課後等デイサービス 10名(43名) 保育所等訪問支援 (20名) 居宅訪問型児童発達支援 (1名)		
設置主体： 社会福祉法人 長野市社会事業協会 経営主体： 社会福祉法人 長野市社会事業協会	開設（指定）年月日： 平成24年 4月 1日		
所在地： 〒380-0928 長野市若里6丁目6番14号			
電話番号： 026-219-3780	FAX番号： 026-223-6011		
電子メールアドレス： —			
ホームページアドレス： https://nagano-shajikyo.or.jp/nsjk/n.k.life/			
児童発達支援			
職員数	職種(専門職の名称)	常勤	非常勤
	管理者	1人	-
	書記	1人	2人
	児童発達支援管理責任者	2人(1)	-
	保育士	9人	9人
	児童指導員	2人	2人
	看護師	2人	7人(5)
	管理栄養士	1人	-
	作業療法士	1人	-
	合計	19人(1)	20人(5)
放課後等デイサービス			
職員数	職種(専門職の名称)	常勤	非常勤
	管理者	1人	-
	書記	1人	-
	児童発達支援管理責任者	1人	-

	保育士	2人	3人
	児童指導員	2人	-
	指導員	-	3人
	看護師	3人(3)	7人(2)
	合計	10人(3)	13人(2)
保育所等訪問支援			
職員数	職種(専門職の名称)	常勤	非常勤
	管理者	1人(1)	-
	書記	1人(1)	-
	児童発達支援管理責任者	1人(1)	-
	訪問支援員	4人(4)	3人
	合計	7人(7)	3人
居宅訪問型児童発達支援			
職員数	職種(専門職の名称)	常勤	非常勤
	管理者	1人(1)	-
	書記	1人(1)	-
	児童発達支援管理責任者	1人(1)	-
	訪問支援員	4人(4)	-
	合計	7人(7)	-

※()内は兼務者数

3 理念・基本方針

○社会福祉法人長野市社会事業協会基本理念

長野市事業協会は、利用者の人としての尊厳を大切にし、地域社会でゆとりと潤いのある、その人らしく、いきいきと自立した日常生活が送れるように、利用者本位のニーズに合った福祉サービスの提供に努めます。

○社会福祉法人長野市社会事業協会基本的視点

- ・私たちは、利用者や家族の声を大切にし、利用者と対等な立場で信頼関係を築きます。
- ・私たちは、サービスの質の評価を行い、公正で良質かつ適切なサービスを提供するように努めます。
- ・私たちは、地域やその他の関係機関と連携し、より充実したサービスが受けられるよう努めます。
- ・私たちは、サービス内容の情報提供を行い、個人情報を適正に取り扱い、事業運営の透明性の確保に努めます。
- ・私たちは、専門性を高めるため、常に研鑽し、資質の向上に努めます。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

児童発達支援センターにじいろキッズらいふは社会福祉法人長野市社会事業協会により運営されている。長野市社会事業協会は32事業所、53の福祉事業(令和3年4月1日現在)を長野市内で展開しており、当センターでは児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、特定相談支援という6つの障がい児支援サービスを提供している。

当支援センターの開設は児童福祉法改正の平成 24 年 4 月で、その児童福祉法に従い多機能型事業所として運営している。開始から 9 年と、若い事業所のように思われるが、その沿革は昭和 48 年(1973 年)4 月 1 日の、長野市からの心身障害児通園施設長野市愛の樹園の受託まで遡ることができ、48 年余の歳月を経て現在に到っている。

当センターの運営母体である社会福祉法人長野市社会事業協会は現在、障害関係施設(施設入所、生活介護、就労移行、就労継続、居宅介護、短期入所事業)、児童福祉関係施設(障害児通所支援施設、放課後等デイサービス、母子生活支援施設、保育所)、保護施設(救護施設、社会事業授産施設)、高齢者関係施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、通所介護事業)など、32 事業所 53 の福祉サービス施設・事業所を運営しており、ライフステージに応じた一生サポートできる生涯支援を目指し、当事業所もそのうちの児童支援事業部に属し、長野市を中心とした近隣市町村から障がいのある子どもを受け入れ、支援に当たっては、気づきの段階から、障がいの種別にかかわらず、子ども本人の意思を尊重し、また、子ども本人の最善の利益を考慮し、多機能型のサービスをフルに駆使し、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供している。

当支援センターのある長野市若里地区は長野駅の南に位置し、副都心として多くの医療・文化施設が集まっており、地区内の人口は 5,800 人(平成 26 年 4 月 1 日現在)とされているが昼間人口はその数を大幅に上回るものと思われる。地区内には昭和 50 年代に若里公園(長野県県民文化会館・県立長野図書館)・長野赤十字病院などが置かれ、次いで 1998 年(平成 10 年)の長野オリンピック前後に長野市若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)・長野市若里市民文化ホール・長野市保健所などが置かれた。また、信州大学工学部も間近にあり、南端には犀川が流れ、東端を国道 18 号が通り、中央部には長野県道 372 号三才大豆島中御所線(日赤通り)が東西を横切っており、長野市都市計画マスタープランではこの付近の犀川兩岸を何らかの形で結ぶ構想が示されている。

当支援センターの 40 年に及ぶ運営の間に子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、その課題も急速に広がり、一層複雑化している。平成 6(1994)年には、国連「児童の権利に関する条約」が批准され、さらに近年においては、児童虐待や、少子化の一層の進行といった新たな課題に対応すべく「次世代育成支援対策推進法」(平成 15(2017)年法制化)や「児童虐待防止法」(平成 12(2000)年法制化)などの新しい施策が創設されている。そうした中、平成 28(2016)年には児童福祉法が大きく改正され、すべての子どもが、福祉が等しく保障される権利の主体であることを基本理念として、改めて明記された。そして、国民は、子どもが良好な環境のなかで生まれ、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じて、その意見が尊重されるなど、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとしている。そのうえで、国や地方自治体は、保護者とともに子どもの心身の健やかな育成に責任を負うとしている。

子どもの福祉を推進するためには、子どもを中心に据えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども家庭福祉」の観点から施策を充実させるとともに、社会参加や地域づくりを進めていくことも重要で、児童相談所等の行政機関や児童福祉施設、民生委員・児童委員、学校などの関係者はもちろんのこと、地域住民やさまざまな関係者が参加し、協働することが求められている。

当支援センターは多様な障がい特性に応じた療育の専門性を有し、障がいのある子を育てる保護者支援の拠点施設としての役割を担っており、相談と療育の一体的な支援をより身近な地域で提供できるよう、現在、6 つの障がい児支援サービスを提供している。

そのうちの児童発達支援は地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。障がい児に対する通所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていたが、複数の障がいに対応できるよう平成 24 年度より一元化が行われ、ただし、これまでと同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められており、当センターは「福祉型」として、医療的ケア児や身体障がい児を含む 58 名の児童が利用している。

放課後等デイサービスは放課後や長期休暇中の障がい児をサポートするサービスで、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行っている。当デイサービスでは児童発達支援サービス同様医療的ケア児や身体障がい児を含む 43 名の児童が利用している。

保育所等訪問支援は保育園、幼稚園、小学校、児童センター等、他の事業所に訪問し、障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うもので、訪問支援員が訪問先に出向きその事業所の担当職員と連携を取りながら保護者等との連絡を密にとっており、現在 20 名の児童が利用している。

居宅訪問型児童発達支援は平成30年から法定化された新しいサービスで当センターでも平成31年から開始し、障がい、疾患などで個別のケアが必要な場合に、自宅で1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施しており、令和2年度の訪問回数は30回前後となっている。

障害児相談支援は障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行っている。

特定相談支援についてはサービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かい支援をするもので、当支援センターの場合、障がい児が利用できる、障害児通所支援以外の障害福祉サービスを必要とする児童を対象としている。

当支援センターでは法人の基本理念に沿い各サービスの事業計画の運営方針に「障害児相談支援等関係機関と連携を図りながら早期発見、早期支援を行う」「学齢期のライフステージに応じた支援を展開する」「体系的な研修を行い、アウトリーチ型の支援ができる体制を築く」等とし、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、障がいのない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障することに重きをおいた支援体制を整備している。また、そのために専門的な知識・技術に基づく障がいのある子どもに対する支援を、一般的な子育て支援をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援等を積極的に推進し、子育て支援における育ちの場においても、障がいのある子どもの支援に協力できるように体制を整えている。

5 第三者評価の受審状況

受審回数	今回が初めて
------	--------

6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◇特に良いと思う点

1) 児童発達支援における環境の整備と児童の個人差に対する十分な配慮

児童発達支援センターにじいろキッズらいふの児童発達支援では一人ひとりの児童の状況や家庭及び地域社会での生活の実態についてアセスメントを適切に行い、課題を客観的に分析した上で支援に当たっており、児童が安心感と信頼感を持って活動できるよう、児童の主体としての思いや願いを受け止め支援している。

当支援センターでは障がいのある未就学児の療育を行い、身体機能の向上、生活習慣の自立、社会性の発達のための支援を行っている。肢体不自由等の障がい児2クラスと発達障がい児4クラスのクラス分けを行い、障がいの状態を把握し、療育計画を作成し集団療育及び個別支援を行っている。

クラスは年齢別ではなく、発達に応じてクラス分けを行い、クラス活動も個人支援計画に基づいて一人ひとりの状態に応じ支援している。クラス担任の保育士の他、看護師、作業療法士、児童指導員等が日々児童に関わり、連携しつつ個別支援計画を立案し、定期的に見直しを行い、発達、発育に応じた支援を全職員（チーム）で行っている。個別支援計画、作業療法記録、看護記録など個別の発育状況も細かく記録され、継続的な支援に繋げている。

言葉によるコミュニケーションが難しい児童に対しては、写真・絵・図などを利用して、理解を図っている。制作、雑巾がけ、紐通しなどの活動を通し手の筋肉、指先の細かい動きができるよう、一人ひとりの状態に応じた対応で支援を行っている。また、音楽遊び、リズム運動、戸外遊び、散歩などを多く取り入れ、体を動かしながらの体幹づくりにも工夫が見られる。

支援センターには主生活を過ごす指導訓練室、機能訓練室、遊戯室、園庭、デッキ等が整備され、安全で安心して過ごせる場所が提供されている。空調設備（エアコン）、トイレには暖房便座や手すりが設置され快適に過ごすことができるようになっている。

入所時は親子通園を行って保護者の意向を確認し理解を図っている。また、保護者とは支援会議、面談を定期的に行い相談、意向を確認し支援に繋げ、日々の生活では連絡帳を用いて児童の様子を伝え合うことで互いに状態を把握し、信頼関係を築いている。更に、医療機関、保健所、保育園などと連携をして療育を行っている。

職員は児童の個人差に十分配慮しつつ、日々の児童の生活リズムを大切に、健康、安全で情

緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整え、一人ひとりの児童の発達や障がいの特性について十分理解し、発達の過程に応じて、児童の主體的な活動や相互の関わりを大切にしている。

2) 放課後等デイサービスでの適切な支援の提供

当支援センターの放課後等デイサービスでは、支援を必要とする障がいのある児童に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の児童の状況に応じた発達支援を行うことにより、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図っており、障がいのある就学児童を対象に生活能力の向上の支援を行い、社会性を育てている。利用希望者を就学校等へ迎えに行き支援を行っている。

放課後等デイサービスを利用する一人ひとりの児童について、放課後等デイサービス計画を作成し、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載し、また、身体や精神の状況を把握し支援に当たっている。

当支援センターの放課後等デイサービスでは同じ法人の中学生以上を対象とした栗田園、にじいろキッズらいふ若里東との連携により支援の充実を図っている。余暇やレクリエーションについては話し合いやアンケート等を通じて利用者の意向を把握したうえで実施しており、活動（クラブ活動）は利用児の趣味や興味に合わせ曜日ごとに買い物、制作、調理等を計画し支援している。

そうした中で、児童が他者との信頼関係の形成を経験でき、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援している。また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待し支援している。基本的活動については、児童の自己選択や自己決定を促し、それを支援するプログラムを組み込んでいる。

当放課後等デイサービスでは、肢体不自由児の受け入れも行い、医療支援が必要な児童には看護師を配置し支援を行っており、年齢や障害特性を考慮したグループ分けを行い、健康チェックシートをなども使い個人の状態に合わせた適切な支援を行い、家庭や学校の様子等も聞き、健康状態の把握を行っている。

更に、保護者へは毎月デイサービスだよりを発行して注意点や連絡事項、次月の活動内容をお知らせし連携、理解を図っており、次月の利用の予定表を提出していただき利用日の把握を行っている。児童の発達支援に当たり保護者や学校をはじめとする様々な関係者との連携を密にし、情報を共有することにより、児童に対する理解を深めるとともに、互いの支援の輪の中において放課後等デイサービスに期待される役割を適切に認識しつつ、支援の質を高めている。

3) 実効性のあるアウトリーチ（訪問支援）型発達支援事業の展開

当支援センターの保育所等訪問支援では児童発達等の支援を受けていた児童が地域の保育園、幼稚園、小中高に移行していくときに訪問をし、訪問先での様子を見ることで直接にかかわる先生と児童の様子や支援方法等を共有すること、訪問先で困っていること等に助言をすることで、児童が成長をしていく過程を継続してみていくことができ、その児童にとって必要な支援が提供できている。

また、法人としてアウトリーチ型のサービスとして、障がいのあるなしにかかわらず、同じ地域で暮らしていける社会づくりにとって鍵になる事業として保育所等訪問支援をとらえており、事業の啓発や訪問支援員の育成、人員配置の充実など、地域のニーズの増加に対応できる組織づくりにも取り組んでいる。

訪問支援員は保育所（幼稚園）、保健所等からの相談、依頼を受け、保育所等へ訪問をし、園児の観察、保育士とのカンファレンスを行い、集団生活に適應できるように連携し早期発見・早期支援に繋げている。保育所には定期的に訪問をし、状態の観察と保育士からの相談も受け、支援の状況を電話やメールなどでも伝え合っている。また、保護者にも保育所の様子などの報告を行い、集団生活に適應できるように支援を行い、就学に向けての移行をスムーズ行えるように取り組んでいる。

更に、当支援センターの居宅訪問型児童発達支援では疾病や障がいにより、自宅以外の場所で過ごすことができない児童に対して、専門的な知識がある看護師等の訪問支援員が定期的に訪問して療育を行っており、自宅において、医療的ケア、療育支援等、成長段階に必要な支援を受けることができない児童を支援している。専門の知識を持った支援員が訪問するため、発達支

援の合間に吸引などの医療的ケアもあわせて可能となっている。

当サービスでは適切なアセスメントと個別の支援計画を作成し、自宅で楽しめる・触れ合う機会を増やしていくことを重点に、その児童の発達を考えて支援していくこと、これができたらいいなと思うことなどを大切に支援に当たり、通所サービスを受けるのが難しい状態の児童が遊びを通して関わりを持ち、人と接する機会や経験を増やせるお手伝いをしている。

障がいのある子どもの発達支援は、これまで施設又は事業所という特別な場所において通所または入所という形で提供される機会が多かった。しかし、家庭や個別対応では問題が見えにくく通所支援に至らないことも多いこと、保育所等での集団適応のための別の支援が必要であること、フォローアップが制度上確保されていないこと、立場の違いによるニーズの違いがあること等の課題があると言われている。そうした中、当支援センターではアウトリーチ型の療育機能を持つ保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援、また、障害児相談支援との併用ができる体制を構築し、療育の専門支援員が障がい児の特性に応じた支援の工夫や適切な環境の整備についての助言等を行い、関係機関との効果的な連携ができるような活動を促進している。

4) 職員の育成と資質向上に向けた取り組み

法人の第二期中長期総合計画の運営基本方針には「スケールメリットを活かし、連携によるトータル支援とライフステージに応じた生涯支援」「利用者の権利擁護」「サービスの質の向上」などの9つの項目が掲げられ、その一つとして「人材育成」も挙げられている。その内容は「サービスの質の向上を目指し、人材育成を積極的に行い専門性の確保に努めます。また、職員一人ひとりが専門職として倫理と誇りを持ち謙虚な姿勢で最善のサービス提供に努めます」とするもので、当支援センターの年度事業計画にも「体系的な職員研修制度を設け、人材育成に努める」としており、法人や事業所内外の研修等に出席し、支援の質の向上やサービスの質の向上に取り組むことが掲げられ、実施されている。

適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要であると言われている。当法人では職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等については本部として把握しており、各施設や事業所の人員配置に活かされている。職員は法人の階層別研修、業種別・職種別の専門部会研修等に参加し、また、新型コロナウイルスの影響を受け自粛ぎみとなっているがオンライン研修等で外部研修等についても参加し、復命書の回覧や伝達研修等で職員間での共有も図っている。

当支援センターでは障がいを持つ児童への多機能のサービスを提供する中で各サービスの代表者会議等で課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築しており、日常的に職員同士が職種を横断し連携を取り、主体的に支援したり学び合うという姿勢が見られた。また、当支援センターの職員は個々の責任感が強く、自分の分担している業務や支援方法についてもしっかりと語ることができ、自己啓発についても意欲が高く、良い意味で自主性が尊重され、「協働型」「創造型」の組織として機能していることが感じられた。

一般論として高いレベルの組織では往々にしてそのレベルに追従できないスタッフが生じてしまう可能性があり、高みを目指し全体のレベルアップを図る中で従来の組織に慣れ親しんだ職員には現状に甘んじようとする意識が感じられることがあるが、当支援センターの職員にはそうした雰囲気は感じられず、互いに自己研鑽に励み、必要な知識・技術の修得、維持及び向上を図るように努めており、風通しの良い組織、働き易い職場環境づくりにも繋げている。

◇改善する必要があると思う点

1) ボランティアの受け入れについて

法人の中長期総合計画の運営基本方針に「地域ニーズに対応した貢献」として「地域との連携の確立」「地域から信頼される事業の提供」「地域における公的な取組」と掲げ推進しようとしている。

また、同じ中長期総合計画の「事業の今後の方向性」の「児童支援事業について」の各サービスの事業の方向性として「地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・インクルージョンの考えに立ち、障がいなどの有無にかかわらず全ての子どもが共に成長できるよう、地域の保育、教育等の支援を受けられるよう移行支援や一般的な子育て支援へのバックアップのための後方支援を行う」としている。

法人としてボランティアの受け入れについてはマニュアルがあり、基本姿勢も示されており、

当事業所として「ボランティア・地域活動」の担当職員を配置し、平常時であればオリエンテーションを行い受け入れをしており、児童発達支援に関わるボランティア、誕生日会での地域の踊りのクラブや学校の音楽クラブの若者たち、ハロウィンの時の巡回先の会社・交番・福祉施設の人々などとの交流が行われているが、現在、新型コロナ禍ということで難しくなっている。

利用児の特性からして困難なことがあるかもしれないが、今後、中高生の体験学習の受け入れや放課後等デイサービスの利用者の余暇支援などへのボランティアの受け入れなどについて検討され、また、福祉に興味のある方、定年後の余暇の時間を何かに活かしたいと考えている方、平日のボランティアは無理であるが土・日の行事などに参加してみたいという方などに幅広く声を掛け、利用者への理解を深めるためとボランティアの定着化を目指し、障がい児の特性等に関わる研修や学習会などを定期的実施されていくことも期待したい。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目の評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理並びに評価対象Ⅲ適切な福祉サービスの実施（別添1）、内容評価項目のA-1利用者の尊重と権利擁護、A-2生活支援（別添2）

8 利用者調査の結果

アンケート方式の場合（別添3-1-①～③）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（令和 3年11月19日）

開所後初めての第三者評価でありましたが、「特に良いと思う点」において、『当支援センターの職員は個々の責任感が強く、自分の分担している業務や支援方法についてもしっかりと語ることができ、自己啓発についても意欲が高く、良い意味で自主性が尊重され、「協働型」「創造型」の組織として機能していることが感じられた。』と評価をいただき、施設長として大変うれしく、職員が誇らしく感じられました。

一方で、自己評価の中でも改めて事業所として見直すところがあり、今後の運営の一つの課題として見つめ直すきっかけとなりました。また、調査結果におきましては、特にボランティアの受け入れについて、受入れの登録手続きや事前説明等を見直し、ボランティアの定着化について積極的に取り組んでいきたいと思っております。同時に、見学などを積極的に受入れる等、障がい児に対する理解を深め、共生社会に向けた取り組みとなるよう、当支援センターを地域に開放していきたいと思っております。

この第三者評価の結果を真摯に受け止め、これからも子どもたちの未来のために、今まで以上に良い支援を目指し努力していきます。